

森林土木事業における現場環境改善費の積算

森林土木事業において、周辺住民の生活環境への配慮、一般住民への建設事業の広報活動及び現場労働者の作業環境の改善を行うために、工事に伴い実施する仮設備、安全施設、営繕施設等の現場環境改善及び地域連携に関する経費を、共通仮設備（仮設費・安全費・営繕経費）に計上する場合は、以下のとおり取扱うものとする。

- (1) 対象となる現場環境改善内容
工事に伴い実施する仮設備、安全施設、営繕施設等の現場環境改善及び地域連携に関するものを対象とする。
- (2) 適用の範囲
周辺住民の生活環境への配慮、一般住民への建設事業の広報活動及び現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則として、すべての屋外工事を対象とする。
ただし、維持工事で現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。
- (3) 積算方法

ア 現場環境改善費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。

(イ) 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上するものとする。

$$K = i \cdot (n / 5) \cdot P_i + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善に要する費用
(単位：円、1,000 円未満切り捨て)

i：現場環境改善費率は、表1による。
(単位：％、小数第3位四捨五入2位止め)

n：現場環境改善で実施する内容の数(項目数、最大5)

P_i：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）
なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

表1 現場環境改善費率

対象額：P _i	現場環境改善費率：i（％）	
	大都市市街地	左記以外
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$

- (イ) 率に計上されるものは、表2の内容のうち原則として、各計上費目ごと（仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域連携）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。
- また、選択にあたっては、地域の状況及び工事内容によって組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更することもできる。
- (ウ) 積上げ計上分（ α ）に計上するものは、現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとし、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。
- なお、熱中症対策・防寒対策を積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。
- (エ) 経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。
- (オ) 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。
- (カ) 近接工事の条件に該当する追加工事を発注する場合で、現場環境改善費を計上する場合は、現工事の項目数（ n ）と同じとすること。
- (キ) 熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
- なお、施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

イ 設計変更について

率に計上されるものについては、必要に応じて実施する内容の数を変更できるものとする。さらに金額（ P_i ）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分（ α ）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

表2 実施する内容

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	・用水、電力等の供給設備 ・緑化、花壇 ・ライトアップ施設 ・見学路及び椅子の設置 ・昇降設備の充実 ・環境負荷の低減
安全関係	・工事標識、照明等安全施設の現場環境改善（電光式標識等） ・盗難防止対策（警報機等）
営繕関係	・現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む。） ・労働者宿舎の快適化 ・デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ・現場休憩所の快適化 ・健康関連施設及び厚生施設の充実等

地域連携	・完成予想図 ・工法説明図 ・工事工程表 ・デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ・見学会等の開催（イベント等の実施含む） ・見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ・パンフレット、工法説明ビデオ ・地域対策費等（地域行事等の経費を含む） ・社会貢献
------	--

- (4) 快適トイレの計上費用(令和6年5月13日付け6農第485号農林水産部発注工事における快適トイレの設置に関する運用の一部改定について（通知）関連）

・快適トイレの費用は、51,000 円/基・月を上限に「積算上の差額」※1を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基まで共通仮設費(営繕費)に計上できるものとする。
(102,000 円/2 基・月が上限)

※1：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000 円/基・月(従来品相当額)を差し引いた額

・計上費用は「積算上の差額」と「51,000 円/基・月」を比較し、どちらか安い方とする。

・ハウス型等の男女トイレが一体型となっている場合は、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000 円/組・月上限まで計上可能とする。

・「付属品」の費用については、別途計上しないが、現場環境改善費(率分)の対象とすることができる。

以上のことから、快適トイレ設置の際には、現場環境改善費(率分)を1項目(現場環境改善(営繕関係))を必ず計上すること。

また、積算上限額を超える費用についても別途計上しないが、上記の現場環境改善費(率分)の対象とすることができる。

・運搬費は共通仮設費(率)に含むものとし、別途計上は行わない。

- (5) 比較的小規模な現場環境改善費

上記の積算方法に該当しない比較的小規模な現場環境改善費を行う場合は、必要な経費を単に共通仮設費に積上げ計上するものとする。

- (6) 特記仕様書（別添1）

現場環境改善を実施する場合は、特記仕様書に記載し受注者に周知することとする。
(快適トイレの設置をする場合は、令和6年5月13日付け6農第485号農林水産部発注工事における快適トイレの設置に関する運用の一部改定について（通知）の特記仕様書記載例を記載する)

別添 1

(森林土木事業における現場環境改善費を計上する場合の特記仕様書記載例)

第〇章 【 総則に関する条件 】

〇〇 現場環境改善費に関すること

(1) 現場環境改善に関する施工計画書の作成について

施工計画書に現場環境改善の具体的な実施内容、実施期間について、計画を作成し、監督員に提出し打合せすること。

(2) 工事現場における現場環境改善の実施状況報告

現場環境改善の実施状況を記録簿及び工事写真に記録し報告すること。

(3) 現場環境改善の実施内容

以下の各区分（仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域連携）ごとに1項目ずつ（いずれか1区分のみ2項目）の合計5つの内容を選択して実施すること。

（仮設備関係）

- ・用水、電力等の供給設備
- ・緑化、花壇
- ・ライトアップ施設
- ・見学路及び椅子の設置
- ・昇降設備の充実
- ・環境負荷の低減

（安全関係）

- ・工事標識、照明等安全施設の現場環境改善（電光式標識等）
- ・盗難防止対策（警報機等）

（営繕関係）

- ・現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む。）
- ・労働者宿舎の快適化
- ・デザインボックス（交通誘導警備員待機室）
- ・現場休憩所の快適化
- ・健康関連施設及び厚生施設の充実等

（地域連携）

- ・完成予想図
- ・工法説明図
- ・工事工程表
- ・デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む）
- ・見学会等の開催（イベント等の実施含む）
- ・見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営
- ・パンフレット、工法説明ビデオ
- ・地域対策費等（地域行事等の経費を含む）
- ・社会貢献